

宇都宮市障がい者福祉バス運行事業 利用の流れ

利用者	宇都宮市障がい福祉課	運行事業者
<p>[事前相談 (令和8年4月1日より)]</p> <p>※利用希望日の6ヶ月前～1ヶ月前までに、電話により、市障がい福祉課へ下記の事項をお伝えください。なお、初めて利用する方はその旨もお伝えください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用希望日</li> <li>・代表者名</li> <li>・目的</li> <li>・車いす利用の有無</li> <li>・利用距離</li> <li>・利用団体名</li> <li>・連絡先</li> <li>・利用人数 (内障がい者の人数)</li> <li>・行先</li> <li>・利用時間</li> </ul>	<p>①</p> <p>[予約内容ヒアリング]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初めて利用する方については宇都宮市障がい者福祉バス運行事業の利用方法等について説明いたします。</li> <li>・予約内容等が「宇都宮市障害者福祉バス運行事業実施要綱」に則っているかヒアリングを実施します。</li> <li>・ヒアリング後、運行事業者へ連絡をし、同事項をお伝えし、予約の受付けをしてください。</li> </ul>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○マイクロバス 車いす2名+座席利用21名まで (座席利用のみの場合10名から21名まで) ⇒ <b>マロニエ交通株式会社</b>へ</p> <p>○中型バス 車いす2名+座席利用22名から31名まで (座席利用のみの場合22名から37名まで) ⇒ <b>豊交通株式会社</b>へ</p> </div>
	<p>②</p>	<p>[予約の受付]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用希望日の予定が空いていた場合、予約を受付けします。(受付後、申請書を提出する必要がありますので、御注意ください。)</li> <li>・利用人数によって使用するバスが変わり、それぞれ運行事業者が異なります。(運行事業者は、毎年度末に次年度の事業者が決まり次第、ホームページで公表いたします。)</li> </ul> <p>※駐車料、有料道路料金、運転手の宿泊費は条件により変わることがあります。</p>
<p>[利用の申請]※利用希望日の1ヶ月前まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書(様式1)を運行事業者あてに提出してください。行程表も添付してください。</li> </ul> <p>※申請内容が予約受付時と異なり、「宇都宮市障害者福祉バス運行事業実施要綱」に則っていない場合は利用をお断りする場合がございます。</p>	<p>③</p>	
<p>[当日]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体調不良等により欠席者が出た場合にはその旨を運転手に伝えてください</li> </ul> <p>※やむを得ない場合を除き、提出後の行程表の変更は出来ません。</p>	<p>④</p>	<p>[利用の承認]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書の内容を精査し、承認通知書を送付します。(必要に応じ、行程等の調整をいたします。)</li> </ul>